

市第60号議案

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定したいので提案する。

**参 考**

生産緑地法（抜粋）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第3条（第1項省略）

- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第2号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

（第3項から第5項まで省略）